

地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要

経済対策に関する 内閣総理大臣指示

エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を持って的を絞った対応

しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促す

地域消費喚起・生活支援型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援

対象事業

地方公共団体が策定する実施計画に定めた上記の事業

メニュー例:プレミアム付商品券(域内消費)、ふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)等

運用の基本スタンス

人口・財政力指数等に基づく配分を行い、迅速に執行

地方創生先行型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援

対象事業

- ①地方版総合戦略の策定
- ②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業

メニュー例:UIJターン助成等

運用の基本スタンス

地方公共団体が事業設計を自由に行うこととともに、明確な政策目標の下、客観的な指標の設定やPDCAの態勢整備を求め、新しいタイプの交付金

基礎交付:人口、財政力指数等に基づく配分

上乘せ交付:地方版総合戦略に基づく事業など内容の優れたものに対して配分

交付の考え方

タイプ	交付の考え方
<p>地域消費喚起・生活支援型 2,500億円</p>	<p>1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6</p> <p>2. プレミアム付商品券(域内消費)及びふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)については、一定事業規模を確保できるように地方公共団体に助言・サポート</p> <p>3. 以下の点などを踏まえ、交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人口 ② 財政力指数 ③ 消費水準等、寒冷地
<p>地方創生先行型 1,700億円</p>	<p>1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6</p> <p>2. 以下の点を踏まえ、交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県2000万円、1市町村1,000万円は確保 ② 人口を基本としつつ、小規模団体ほど割増 ③ 財政力指数 ④ 就業(就業率)、人口流出(純転出者数人口比率)、少子化(年少者人口比率)の状況に配慮(現状の指標が悪い地域に配慮)
<p>上乗せ交付 300億円</p>	<p>以下の点を踏まえ、交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ①政策5原則等からみたま事業等の内容(メニュー一例への対応を含む) ②地方版総合戦略の策定状況

地域住民生活等緊急支援のための交付金の考え方

1. 基本的な考え方

- ① 地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象事業については、同交付金の目的にかなうものであれば、地方公共団体において、自由に事業設計が可能。
- ② ただし、同交付金の目的を効果的に達成する観点から、国が交付金を交付するにあたっては、以下の原則により、運用する。

2. 両型共通の考え方

- ① 「人件費」（地方公共団体の職員の経費）は助成の対象としない。
- ② 平成 26 年 12 月 27 日の経済対策の閣議決定後に地方公共団体の予算に計上された事業に限定される（新規性）。
- ③ 実行計画の策定、実施にあたっては、都道府県において、市区町村との積極的な調整・連携を依頼する。

3. 地域消費喚起・生活支援型の考え方

交付金の交付にあたっては、地域における消費喚起に直接効果がある事業に「的を絞る」観点から、以下の運用を行う。

- ① 原則として、主に個人に対する直接の給付事業を対象とする（同給付事業の実施に必要な周知等の業務も含まれる）。プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券等については、事業者に対する助成であっても、当該助成が、商品・サービスの購入価格の低下に直接むすびつけられ、その低下額が利用者に明示される場合には対象とする。

（注）消費喚起型における多子世帯支援については個人給付事業を想定しており、地方創生先行型における少子化対策事業では同事業を除く。

- ② プレミアム付商品券（域内消費）及びふるさと名物商品券・旅行券（域外消

費)等消費喚起効果が高いものを推奨し、低所得者等向け商品・サービス購入券への助成は、都道府県との連携によっても、プレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみとする。

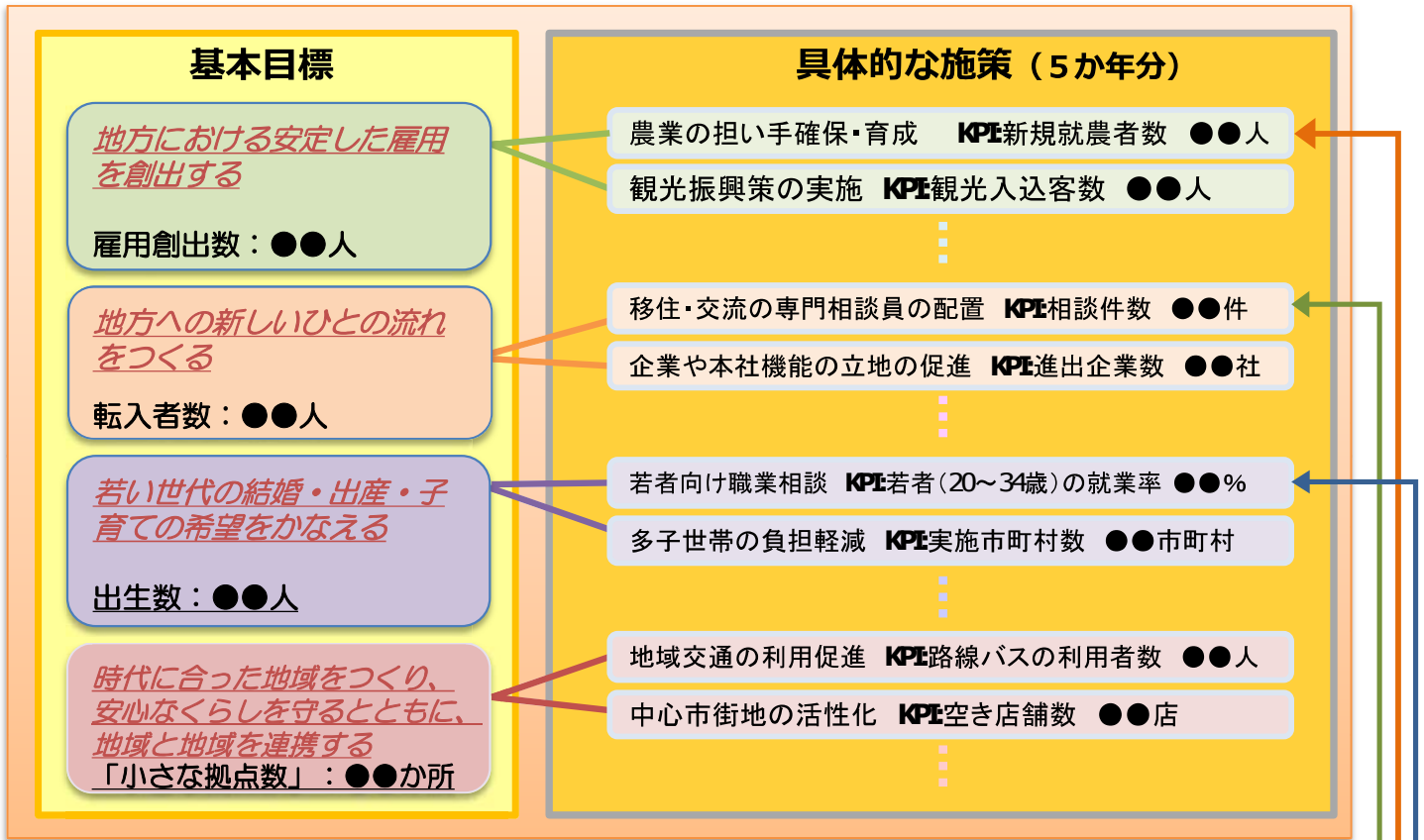
- ③ 生活支援策については、特定の商品・サービスに対する支出に関する負担軽減につながるものとするとともに、低所得者等への生活支援を原則とする。
- ④ 交付対象事業の実施にあたっては、交付金による利用者の負担軽減の効果等について周知を求める。
- ⑤ 事業実施後、消費喚起効果等について調査を行う。

4. 地方創生先行型の考え方

交付金の交付にあたっては、地方公共団体の自由な事業設計を確保しつつ、適切な客観的指標の設定と有効な分析を促進するために、以下のとおり運用する。

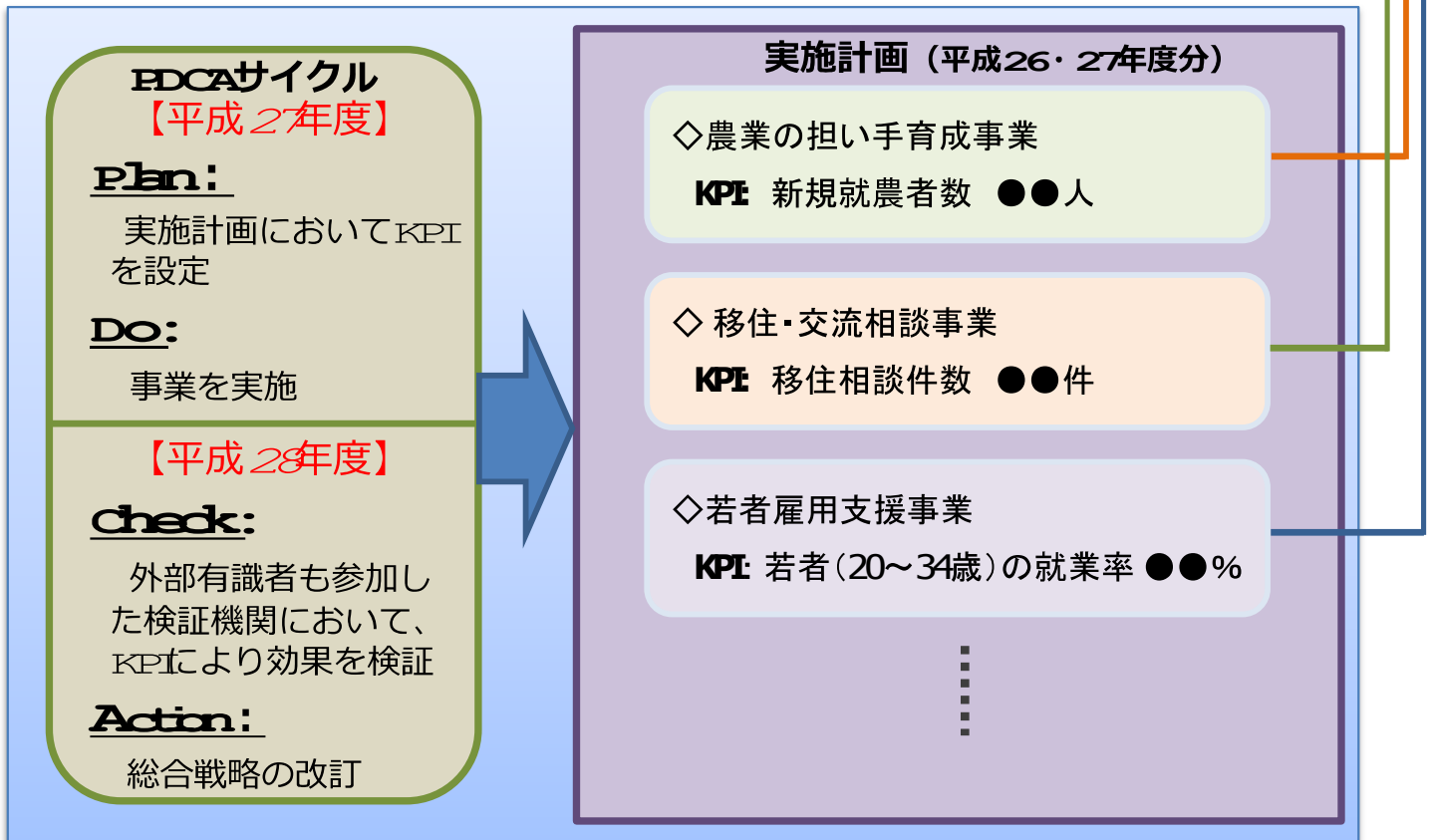
- ① 実施計画に盛り込まれる事業は、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するものとする。(次ページ参照)
- ② 地方版総合戦略の内容の起草作業は、広く住民や産学金労の関係者等の意見を聞きつつ、地方公共団体が自ら行うこととする。同作業の前提となる調査等は委託を行うことは可能である。
- ③ 地方公共団体の自由な事業設計を確保するため、地方単独事業を対象とする。国の補助制度の対象となった事業については、対象としない。
- ④ 「建設地方債対象事業」は対象としない。ただし、ソフト事業とあわせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して重要業績評価指標(KPI)の向上が十分に見込まれる施設整備事業は対象とする。
- ⑤ 事業概要、重要業績評価指標(KPI)、PDCAに変更がなく、上記の取扱いに反しない限り、具体的な事業手法等細部については、交付決定後、地方公共団体の裁量により変更することができる(変更について事後的に国への報告を求める)。

地方版総合戦略【平成31年度までの5か年】



平成27年度策定の総合戦略に盛り込む(国により確認)

地方創生先行型交付金



※上記の目標や指標は、地方公共団体の事例に基づいたものであり、これを義務付けるものではない。